令和5年 第388回 宮城県議会(賛成討論) 7月4日

- 1. 令和5年度宮城県一般補正予算について
- 2. 宮城県県税条例の一部を改正する条例及び原子力発電施設等立地地域における県税の 特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の 一部を改正する条例について
- 4. 公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例について

自由民主党・県民会議を代表し、今定例会に提出されております各号議案について、賛成の立場から討論を行います。

初めに、議第八十九号議案、令和五年度宮城県一般会計補正予算について、今回の補正 予算は、生活者や事業者の皆様に対する幅広い物価高騰対策やエネルギー高騰対策のほか、 DXを加速化させるための経費など、速やかな対応が求められる施策について予算化され たものばかりであり、その一つとして、地域ポイント等導入検討費が計上されております。 この補正予算は、防災面において有効性が実証された避難支援アプリの普及拡大を目的に、 アプリのダウンロードに協力いただいた皆様に地域ポイントを付与する実証事業でありま す。反対討論の内容をお聞きしますと、マイナンバーカードをめぐる問題やデジタル身分 証アプリを活用して事業展開することを危険視し、反対の立場を取られていると認識いた しました。しかし、今回活用するデジタル身分証アプリへの登録情報は、マイナンバーカ 一ドに登録されている氏名、住所、生年月日、性別の基本四情報のみであります。懸念を 示された保険証や公金受取口座等の情報とのひもづけ誤りとは、直接的な関係がないもの と認識いたします。また、県とポケットサイン株式会社との事業展開は、今年四月に連携 協定を締結し、相互協力の下DXを推進していくことに基づくものであり、その関係につ いても問題はないと考えます。当該事業の対象地域は、今回はUPZ圏内の七市町であり ますが、将来的には全県に広げていけるよう、取組を進めていくものであります。更に、 避難支援アプリの機能では、避難所における避難者情報の管理により、避難所における事 務作業も格段に効率化されることが期待され、原発事故以外の災害への活用にも展開され ることが見込まれております。私たちがこの議場において十年かけて議論し続けている、 東日本大震災の実体験から得た改善すべきこと、反省すべきことに対し、このアプリは、 解決策の一つとして具体的な形を示してくれているものと考えますが、反対の立場から、 日本共産党県議団は、その点をいかにお考えなのでしょうか。県民の皆様の安全・安心の 確保にも大きく寄与するものであることから、本議案に賛成しない理由があるはずもなく、 速やかに可決すべきものと考えます。

次に、議第九十三号議案、宮城県県税条例の一部を改正する条例及び議第九十五号議案、 原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例につい てであります。

今回の改正は、あくまで地方税法の改正や省令の改正によるものであり、執行部が何らかの意図や裁量を持って行ったものではありません。当然ながら、同様の条例改正や運用は全国において行われており、また、本県においても、これに準ずるだけのものであります。全国一律に対応しているものに対し、いたずらに反対のスタンスを取られている日本共産党県議団は、日本という国の中で異なる対応を容認する考えが現実的に成立するとお考えなのでしょうか。政治的思想を先行させることなく、本来の条例の趣旨に御理解をいただき、行政機関がなすべき判断、冷静な対応を求めたいと思います。不毛な議論を差し挟むことなく、速やかに可決すべきものであります。

次に、議第九十六号議案、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律施行条例の一部を改正する条例は、マイナンバー制度の下、県が法の規定に 基づき個人番号を独自に利用できる事務を条例で規定するものであり、具体的な改正内容 としては、国の助成事業が終了したことにより、不妊治療費用の助成に関する事務を除外 するとともに、生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準じた措置の実施 に関する事務を追加するものであります。マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の 利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であり、国民にとっては、添付書類 の削減など、行政に係る手続が簡素化され負担が軽減されるほか、行政機関が保有する自 らの情報を確認し、行政機関からの様々な情報を受け取ることができるなど、大きなメリ ットがあります。また、人口減少が急速に進行する中、国や地方自治体の施策等を適正か つ迅速に進めていくためには、マイナンバー制度を活用した行政手続の効率化を早期に構 築していくことが極めて重要であります。これまでも、独自利用事務については複数の事 務で利用されており、県民の皆様と行政機関のそれぞれにおいて、その利便性は実証され ているところであります。今回のマイナンバー制度をめぐるトラブルは、制度上の欠陥で はなく、一部の人的なミスにより発生しているものであり、そのチェック体制の改善・強 化は当然必要であることは間違いありません。しかし、このたびの件で、マイナンバー制 度の推進に強くブレーキがかかることも懸念しております。大切なことは、現状を批判す ることではなく、様々な社会課題を解決するものとして、未来の国民・県民のために、こ の歩みを止めることなく、前に進め続けることにあります。DX推進を力強く掲げる本県 であればこそ、本議案においても反対することは適当ではなく、速やかに可決すべきもの であります。

次に、議第百号議案、公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例は、道路交通法の改正に伴い、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードでありますが、これに関する講習制度が新設されたことから、当該講習手数料を新たに追加するものであります。これは、改正法により、電動キックボードの運転に関し、悪質・危険な違反行為を繰

り返す者に対して、その危険性を改善し、将来における交通安全と円滑を確保するための 措置として、全国においても同様の条例改正が行われているものであります。先ほどの討 論をお聞きしますと、電動キックボードによる交通事故の増加を懸念するという趣旨であ ります。しかしながら、私たちの日常にごく当たり前にある自動車、バイク、スクーター、 自転車、それぞれの位置づけと、この電動キックボードの位置づけ、そこにどのような差 があるのでしょうか。このたびの道路交通法の改正は、その運転者が守るべき交通ルール 等に関して新たに規定したものであり、国において賛成多数で可決・成立されたものであ ります。その成立を受け、都道府県公安委員会が、しっかりと交通安全を守られるよう講 習を行うことは、県民の命を守る責任を果たすためのごく当たり前の重要な責務であり、 何ら問題がないと考えます。なお、今申し上げた議案につきましては、一般質問をはじめ、 付託された各常任委員会で慎重かつ厳正に審査されており、議論は尽くされております。 その上で、先ほど各常任委員会の委員長から原案を可決すべきものと決した旨の報告があ りましたことから、速やかに原案どおり可決することが、今定例会、この議場に籍を置く 者としての責任であると考えます。

以上、るる申し上げてまいりましたが、改めて、議員各位の御理解と御賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。